

東秩父村障がい者支援計画

(障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

東秩父村成年後見制度利用促進基本計画

令和6年3月

東秩父村

ごあいさつ

我が国の障がい者福祉を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、急速な少子高齢化や人口減少による様々な問題に対応した制度設計や、地域の実情に合わせた柔軟な対応が求められています。

障がい福祉制度においては、障がいとは障がい者個人ではなく社会が作り出しているとする考え方に基づいて基本理念を定めた障害者基本法が制定され、障害者総合支援法、障害者差別解消法等の法整備が進められ、障害者権利条約の批准に至りました。



当村においては、令和3年に策定した現行の東秩父村障がい者支援計画に基づき、保健センター、子育て支援センター、城山保育園による育児不安の軽減や療育等の支援、槻川小学校、東秩父中学校における学習支援体制の充実、和紙の子児童クラブの保育体制の充実を図るとともに、障がい者の権利を擁護するために成年後見制度支援体制を整備しました。

また、障がい者団体等と連携し活動を促進するとともに、近隣自治体及び障害福祉サービス提供事業所と連携し相談支援やサービス提供の体制強化を図ってきましたが、計画年度が終了することから、障がい児者等への支援施策や障害福祉サービスの実績と課題の検証を行い、国の施策や地域の実情を踏まえて「東秩父村障がい者支援計画（障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」を新たに策定いたしました。さらに、障がい等により意思決定に支援を必要とする方の権利擁護を推進するため、「東秩父村成年後見制度利用促進計画」も合わせて策定しました。今後におきましては、計画に掲げた目標について定期的の実績測定と評価を行ってまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会の委員の皆様を始め、ヒアリング等にご協力をいただきました住民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

東秩父村長 足立理助

目次

第1章 総論.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 各計画の概要.....	1
3 計画の対象者.....	4
4 計画の策定体制.....	4
(1) 東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会の開催.....	4
(2) 住民、関係団体等の意向の把握.....	4
5 計画の推進.....	4
(1) 推進体制.....	4
(2) 進行管理.....	4
第2章 障がい者等の状況.....	5
1 障がい児者等数.....	5
(1) 障害者手帳所持者数.....	5
(2) 身体障害者手帳所持者数.....	5
(3) 療育手帳所持者数.....	6
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数.....	7
(5) 難病患者等.....	7
2 障害福祉サービス等の利用状況.....	8
(1) 障害支援区分別人数.....	8
(2) 成年後見制度利用支援事業等の利用の状況.....	8
3 関係団体等ヒアリング結果.....	9
第3章 前期計画目標値の進捗状況.....	10
1 第6期障がい福祉計画の数値目標の進捗状況.....	10
(1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行.....	10
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	10
(3) 福祉施設から一般就労への移行等.....	10
(4) 相談支援体制の充実・強化等.....	12
(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築..	12
2 第2期障がい児福祉計画の数値目標の進捗状況.....	13
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	13
第4章 東秩父村障がい者支援計画.....	14
1 基本理念.....	14

2	施策の体系.....	15
3	施策の展開.....	16
	(1) 地域でともに生きるための意識啓発.....	16
	(2) 日常生活への支援(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)....	18
	(3) 健康な生活への支援.....	56
	(4) 生きる力を身につける学習支援.....	58
	(5) 福祉のむらづくり.....	60
第5章	東秩父村成年後見制度利用促進基本計画.....	64
1	権利擁護への取組状況.....	64
2	取組内容.....	66
	(1) 成年後見制度等の周知と利用支援.....	66
	(2) 成年後見制度の実施体制の構築.....	66
資 料		67
1	東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会条例.....	67
2	東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会委員名簿.....	69
3	策定経過.....	70
4	障害者総合支援法の対象となる疾病.....	71

◆「障がい」と「障害」の表記について

本計画では、法律等で規定している名称を除いて、「害」はひらがなで表記しているため、「障がい」と「障害」の両方の表記があります。

第Ⅰ章 総 論

Ⅰ 計画策定の趣旨

東秩父村では、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、令和３年３月に東秩父村障がい者支援計画（障がい者計画・第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画）を策定し、障害福祉サービス等の提供を進め、障がい児者や難病等の方の支援に努めてきました。

国では、障害者の日常生活及び社会を総合的に支援するため法律等の一部を改正する法律（令和４年12月）により、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現を目指しています。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援の円滑な実施を確保するための基本的指針が改正（令和５年５月）され、埼玉県においては、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組、障がい児の健やかな育成のための発達支援、障がい者の社会参加を支える取組の定着を図るとしています。

令和３年５月に改正された障害者差別解消法により、令和６年４月１日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

これらのことから、東秩父村においても、東秩父村障がい者支援計画（障がい者計画・第６期障がい福祉計画、第２期障がい児福祉計画）の見直しを行い、障がい者計画、第７期障がい福祉計画、第３期障がい児福祉計画を一体の計画として、新たに東秩父村障がい者支援計画を策定します。

また、権利行使の支援を進めるため東秩父村成年後見制度利用促進基本計画を合わせて策定するものです。

２ 各計画の概要

障がい者支援計画として策定する、障がい者計画、第７期障がい福祉計画、第３期障がい児福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画の法的根拠、性格、計画期間、関連計画は次のようになっています。

なお、第６次東秩父村総合振興計画の「健康・福祉分野」を東秩父村地域福祉計画として位置づけており、本計画の上位計画となります。

東秩父村障がい者計画の概要

項 目	内 容
法的根拠	障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」
性 格	国等の計画及び村の障がい者等の状況を踏まえ、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的に定める計画
計画期間	令和6年度から令和8年度の3か年計画
関連計画	第6次東秩父村総合振興計画を推進する部門別計画

東秩父村第7期障がい福祉計画の概要

項 目	内 容
法的根拠	障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」
性 格	国の基本指針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制について定める計画
計画期間	令和6年度から令和8年度の3か年計画
関連計画	第6次東秩父村総合振興計画を推進する部門別計画

東秩父村第3期障がい児福祉計画の概要

項 目	内 容
法的根拠	児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」
性 格	国の基本指針に即し、障がい児の通所支援、相談支援の提供体制について定める計画
計画期間	令和6年度から令和8年度の3か年計画
関連計画	第6次東秩父村総合振興計画を推進する部門別計画 東秩父村第2期子ども・子育て支援事業計画と整合性を図り策定

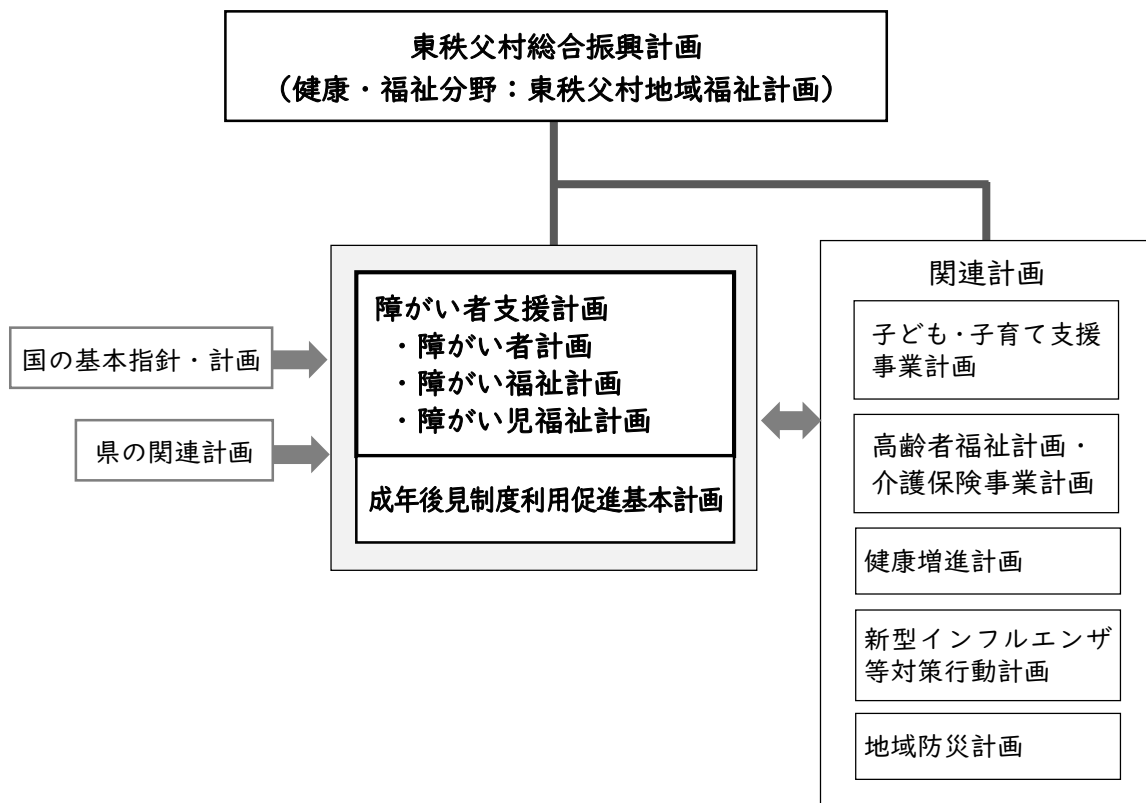
東秩父村成年後見制度利用促進基本計画の概要

項 目	内 容
法的根拠	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく計画
性 格	国の計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策及び実施機関の設立等について定める計画
計画期間	令和6年度から令和8年度の3か年計画
関連計画	第6次東秩父村総合振興計画を推進する部門別計画

各計画の期間

年 度		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
障がい者支援計画	障がい者計画						
		前計画			本計画		
	障がい福祉計画						
		第 6 期計画			第 7 期計画		
障がい児福祉計画							
	第 2 期計画			第 3 期計画			
成年後見制度利用促進基本計画							
		第 2 期計画			第 3 期計画		
総合振興計画（地域福祉計画）							
		第 6 次計画 基本構想					
		前期基本計画			後期基本計画		
子ども・子育て支援事業計画							
		第 2 期計画			第 3 期計画		

計画の位置付け



3 計画の対象者

この計画における「障がい者」とは、障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象となる身体障害者福祉法に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障がい者（発達障がい者を含み知的障がい者を除く。高次脳機能障がいも対象となる。）のうち18歳以上である者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者（令和3年11月1日現在の障害者総合支援法対象疾病：366疾病）です。

また、「障がい児」とは、児童福祉法に規定する障がい児です。

さらに、住民一人ひとりが障がい者等と共に地域で生活していることに理解を深め、障がい者等の地域での生活を村全体で支援できるよう、この計画の考え方を住民全体が共有するものとします。

4 計画の策定体制

（1）東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会の開催

当事者団体・家族会、障害福祉サービス利用者の保護者、障がい者福祉団体、障害福祉サービス提供事業所、行政関係者などによる障害者計画・障害福祉計画等策定委員会において審議を行いました。

（2）住民、関係団体等の意向の把握

障がい者団体、知的障害者相談員、障がい当事者の意向を把握するため、ヒアリングを実施しました。

5 計画の推進

（1）推進体制

関係各課等との連携により、障がい児者に関連する施策に取り組みます。

また、東秩父村社会福祉協議会、比企地域自立支援協議会、県、医療機関、障害福祉サービス提供事業所、家族会、NPO法人、教育機関など関係機関との連携により、計画の推進を図ります。

（2）進行管理

P D C A（P：P L A N（計画）、D：D O（実行）、C：C H E C K（評価）、A：A C T I O N（改善））サイクルにより計画の進行管理を行うため、東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会を開催し毎年度進捗状況の報告・検討を行います。

また、障がい児者やその家族、関係団体の意向の把握に努めます。

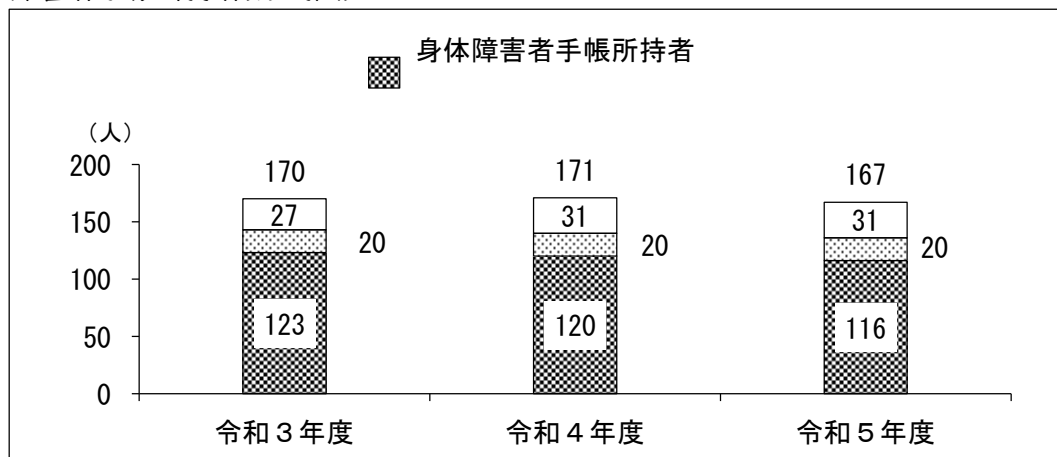
第2章 障がい者等の状況

Ⅰ 障がい児者等数

(1) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、令和3年度から令和5年度にかけて170人前後で推移しています。令和5年10月末現在、身体障害者手帳所持者数は116人、療育手帳所持者数は20人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は31人となっています。

障害者手帳所持者数の推移



注) 各年度末現在、令和5年度は10月末現在

資料: 住民福祉課

(2) 身体障害者手帳所持者数

令和5年10月末現在、身体障害者手帳交付者数は116人であり、等級別では1級が46人で39.6%、障がい別では肢体不自由が60人で51.7%、年齢別では65歳以上が97人で83.6%を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位: 人

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
令和3年度	123	48	19	20	22	8	6
令和4年度	120	47	19	21	20	7	6
令和5年度	116	46	18	21	18	7	6

注) 年度末現在、令和5年度は10月末現在

資料: 住民福祉課

障がい別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	計	視覚	聴覚・ 平衡	音声・言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部
令和3年度	123	8	8	2	67	38
令和4年度	120	8	9	2	63	38
令和5年度	116	8	9	2	60	37

注) 年度末現在、令和5年度は10月末現在

資料：住民福祉課

年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	計	0～5歳	6～11歳	12～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
令和3年度	123	0	0	0	6	18	99
令和4年度	120	0	0	0	6	16	98
令和5年度	116	0	0	0	6	13	97

注) 年度末現在、令和5年度は10月末現在

資料：住民福祉課

(3) 療育手帳所持者数

令和5年10月末現在、療育手帳交付者数は20人であり、等級別では重度Aが5人、最重度㊤が7人、中度Bが6人、軽度Cが2人です。

年齢別では、18歳から39歳が9人、65歳以上が4人、40歳から64歳が7人となっています。

等級別療育手帳所持者数

単位：人

区 分	計	最重度㊤	重度A	中度B	軽度C
令和3年度	20	7	5	6	2
令和4年度	20	7	5	6	2
令和5年度	20	7	5	6	2

注) 年度末現在、令和5年度は10月末現在

資料：住民福祉課

年齢別療育手帳所持者数

単位：人

区 分	計	0～5歳	6～11歳	12～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
令和3年度	20	0	0	1	8	5	6
令和4年度	20	0	0	0	9	7	4
令和5年度	20	0	0	0	9	7	4

注) 年度末現在、令和5年度は10月末現在

資料：住民福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和5年10月末現在、精神障害者保健福祉手帳所持者数は31人であり、等級別では2級が23人、3級が5人、1級が3人です。

年齢別では、40歳から64歳が14人、18歳から39歳が10人、65歳以上が7人となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分	計	1 級	2 級	3 級
令和3年度	27	3	19	5
令和4年度	31	2	24	5
令和5年度	31	3	23	5

注) 年度末現在、令和5年度は10月末現在

資料：住民福祉課

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分	計	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
令和3年度	27	0	9	13	5
令和4年度	31	0	11	14	6
令和5年度	31	0	10	14	7

注) 年度末現在、令和5年度は10月末現在

資料：住民福祉課

(5) 難病患者等

令和5年10月末現在、指定難病医療給付制度及び特定疾患等医療給付制度受給者数は18人、小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者数は1人となっています。

指定難病医療給付制度及び特定疾患等医療給付制度受給者数及び

小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者数

単位：人

年 度	指定難病医療給付制度及び 特定疾患等医療給付制度受給者数	小児慢性特定疾病医療費助成制度 受給者数
令和3年度	21	3
令和4年度	20	3
令和5年度	18	1

注) 年度末現在、令和5年度は10月末現在

資料：東松山保健所

2 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害支援区分別人数

障害支援区分別の人数は、令和5年10月末現在30人であり、区分6、区分4が中心となっています。

障害支援区分別人数

単位：人

区 分	計	児童	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
令和3年度	28	0	8	0	2	2	7	1	8
令和4年度	28	0	8	0	3	1	8	0	8
令和5年度	30	1	9	0	3	1	7	0	9

注) 令和5年度は10月末現在

資料：住民福祉課

(2) 成年後見制度利用支援事業等の利用の状況

地域生活支援事業の成年後見制度利用支援事業の利用者は、平成4年度に1件あり、村長申立てによる対応も1件となっています。

成年後見制度等の利用の状況

単位：件

年 度	地域生活支援事業による 成年後見制度利用支援事業	村長申立て
令和3年度	0	—
令和4年度	1	1
令和5年度	1	0

注) 年度末現在、令和5年度は10月末現在 資料：住民福祉課

3 関係団体等ヒアリング結果

本計画の策定にあたり、手をつなぐ育成会、知的障害者相談員及び障がい当事者の方に、ヒアリングを実施しました。

ヒアリング結果概要

項 目	意見等
①広報・啓発	○障がい者への差別意識や障がいの特性について、子どもたちの理解が深まるような教育や情報提供が必要である ○イベントの開催は、新型コロナウイルス感染症対策前に戻ってきた
②日常生活への支援	○外出支援サービスが、新型コロナウイルス感染症の影響で利用できなかった ○グループホームの経営は、一般の民間事業所では経営が難しいようである ○一人ひとりの状況に応じて、柔軟にサービスを利用できる体制ができるといい
③発達・学びの支援	○東秩父村手をつなぐ育成会の会員に、現在学生はいない
④地域生活の支援	○親亡き後を考えると、成年後見制度が必要になるが、一度利用すると中止できないことや医療同意ができないことが懸念される ○ふれあいやまびこ会の送迎で助かっている ○やまびこおかえり便は、家族等による送迎の代替としてとても良かったため、継続して実施していただきたい
⑤団体活動への支援	○令和5年11月の広報に、東秩父村手をつなぐ育成会の活動について掲載し、会の活動を周知し、加入を促進する ○東秩父村手をつなぐ育成会で、成年後見制度の勉強会を実施したが、更に、住民福祉課からの情報提供をお願いしたい
⑥生活環境	○福祉避難所では、知的障がい者がパニックにならないように配慮できる対応が必要になる ○災害時の移動が心配である ○パーキング・パーミット制度について、情報提供をしてほしい
⑦生きがい活動	○令和5年9月24日の彩の国ふれあいピックには、サービス提供事業所で参加した ○埼玉県障害者スポーツ協会からのイベントや大会の通知があれば、事務局である東秩父村社会福祉協議会を通じて、東秩父村手をつなぐ育成会に情報提供をお願いしたい ○新庁舎に事務局である東秩父村社会福祉協議会も入るため、東秩父村手をつなぐ育成会の食事会などの会合や山登りなどの企画ができるとよい

第3章 前期計画目標値の進捗状況

I 第6期障がい福祉計画の数値目標の進捗状況

第6期障がい福祉計画の数値目標の進捗状況は、次のようになっています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行

区 分		数値等	備 考
施設入所者数 (A)		6人	令和元年度末時点の入所者数（施設入所支援を利用している者の合計数）
地域生活移行数 (B)	目標値	0人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
	実績値	0人	令和5年10月末現在 (令和3年度 0人、令和4年度 0人)
地域生活移行率	目標値	－%	(B/A) 国・県の目標は6%以上

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

区 分		数値等	備 考
地域生活支援拠点の整備数	目標値	1か所	令和5年度末の地域生活支援拠点の整備数
	実績値	0か所	令和5年10月末現在 (令和3年度 0か所、令和4年度 0か所)
運用状況の検証・検討実施回数	目標値	1回	運用状況の検証・検討実施回数 年1回以上
	実績値	0回	令和5年度 0回 (令和3年度 0回、令和4年度 0回)

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

区 分		数値等	備 考
年間一般就労移行者数 (実績)		1人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
年間一般就労移行者数	目標値	1人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
	実績値	0人	令和5年10月末現在 (令和3年度 0人、令和4年度 0人)
一般就労移行の増加割合	目標値	1.0倍	国の目標値は令和元年度の1.27倍以上
	実績値	－倍	令和5年10月末現在 (令和3年度 －倍、令和4年度 －倍)

就労移行支援事業

区 分		数値等	備 考
年間一般就労移行者数 (実績)		1人	令和元年度において就労移行支援事業から一般就労した人の数
年間一般就労移行者数	目標値	1人	令和5年度において就労移行支援事業から一般就労をした人の数
	実績値	0人	令和5年10月末現在 (令和3年度 0人、令和4年度 0人)
一般就労移行の増加割合	目標値	1.0倍	国の目標値は、令和元年度の1.30倍
	実績値	-1倍	令和5年10月末現在 (令和3年度 -1倍、令和4年度 -1倍)

就労継続支援A型

区 分		数値等	備 考
年間一般就労移行者数 (実績)		0人	令和元年度において就労継続支援A型から一般就労した人の数
年間一般就労移行者数	目標値	0人	令和5年度において就労継続支援A型から一般就労をした人の数
	実績値	0人	令和5年10月末現在 (令和3年度 0人、令和4年度 0人)
一般就労移行の増加割合	目標値	-1倍	国の目標値は、令和元年度の1.26倍
	実績値	-1倍	令和5年10月末現在 (令和3年度 -1倍、令和4年度 -1倍)

就労継続支援B型

区 分		数値等	備 考
年間一般就労移行者数 (実績)		0人	令和元年度において就労継続支援B型から一般就労した人の数
年間一般就労移行者数	目標値	0人	令和5年度において就労継続支援B型から一般就労をした人の数
	実績値	0人	令和5年10月末現在 (令和3年度 1人、令和4年度 1人)
一般就労移行の増加割合	目標値	-1倍	国の目標値は、令和元年度の1.23倍
	実績値	-1倍	令和5年10月末現在 (令和3年度 -1倍、令和4年度 -1倍)

就労移行支援事業等

区 分		数値等	備 考
年間一般就労移行者数	見込量	1人	令和5年度の、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の一般就労移行者数の合計
	実績値	0人	令和5年10月末現在 (令和3年度 1人、令和4年度 1人)
一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数	見込量	1人	令和5年度
	実績値	2人	令和5年10月末現在 (令和3年度 0人、令和4年度 1人)
一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	目標値	100%	令和5年度 国の目標値は、7割以上
	実績値	100%	令和5年10月末現在 (令和3年度 100%、令和4年度 100%)

(4) 相談支援体制の充実・強化等

区 分		数値等	備 考
専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保	目標値	有	令和5年度末までに実施
	実績値	有	令和5年10月末現在 (比企地域自立支援協議会、比企地域基幹相談支援センター)

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

区 分		数値等	備 考
障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	目標値	有	比企地域自立支援協議会にて共同実施
	実績値	有	令和5年10月末現在 (令和3年度 有、令和4年度 有)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	目標値	有	比企地域自立支援協議会にて共同実施
	実績値	有	令和5年10月末現在 (令和3年度 有、令和4年度 有)

2 第2期障がい児福祉計画の数値目標の進捗状況

第2期障がい児福祉計画の数値目標の進捗状況は、次のようになっています。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

区 分		数値等	備 考
児童発達支援センターの設置	目標値	1か所	令和5年度末までに1か所以上 近隣自治体との連携による設置
	実績値	0か所	令和5年10月末現在 (令和3年度 0か所、令和4年度 0か所) 近隣自治体との連携による設置
保育所等訪問支援の 体制の構築	目標値	有	令和5年度末までに実施(有無)
	実績値	有	令和5年10月末現在 (令和3年度 有、令和4年度 有)
重症心身障害児を支 援する児童発達支援 事業所数	目標値	1か所	令和5年度末までに1か所以上
	実績値	0か所	令和5年10月末現在 0か所 (令和3年度 0か所、令和4年度 0か所)
重症心身障害児を支 援する放課後等デイ サービス事業所数	目標値	1か所	令和5年度末までに1か所以上
	実績値	0か所	令和5年10月末現在 0か所 (令和3年度 0か所、令和4年度 0か所)
医療的ケア児が適切 な支援を受けられる ための関係機関の協 議の場の設置	目標値	設置	令和5年度末までに設置
	実績値	未設置	令和5年10月末現在 (令和3年度 未設置、令和4年度 未設置)
医療的ケア児等に関 するコーディネータ ーの配置	目標値	配置	令和5年度末までに配置
	実績値	配置	令和5年10月末現在 (令和3年度 配置、令和4年度 配置)

第4章 東秩父村障がい者支援計画

I 基本理念

第6次東秩父村総合振興計画（令和3年度～令和10年度）では、健康・福祉分野の10年後のありたい姿を「支え合いと思いやりでつながる村」とし、福祉・子育ての方向性として「地域で支え合い元気に暮らせる村」を掲げています。

これらの考え方を基本理念とし、5つの基本施策により障がい者等への各施策及び成年後見制度の利用を促進する取組を進めます。

基本理念

【健康・福祉分野の村のありたい姿】

支え合いと思いやりでつながる村

【健康・福祉分野（福祉・子育て）の方向性】

地域で支え合い元気に暮らせる村



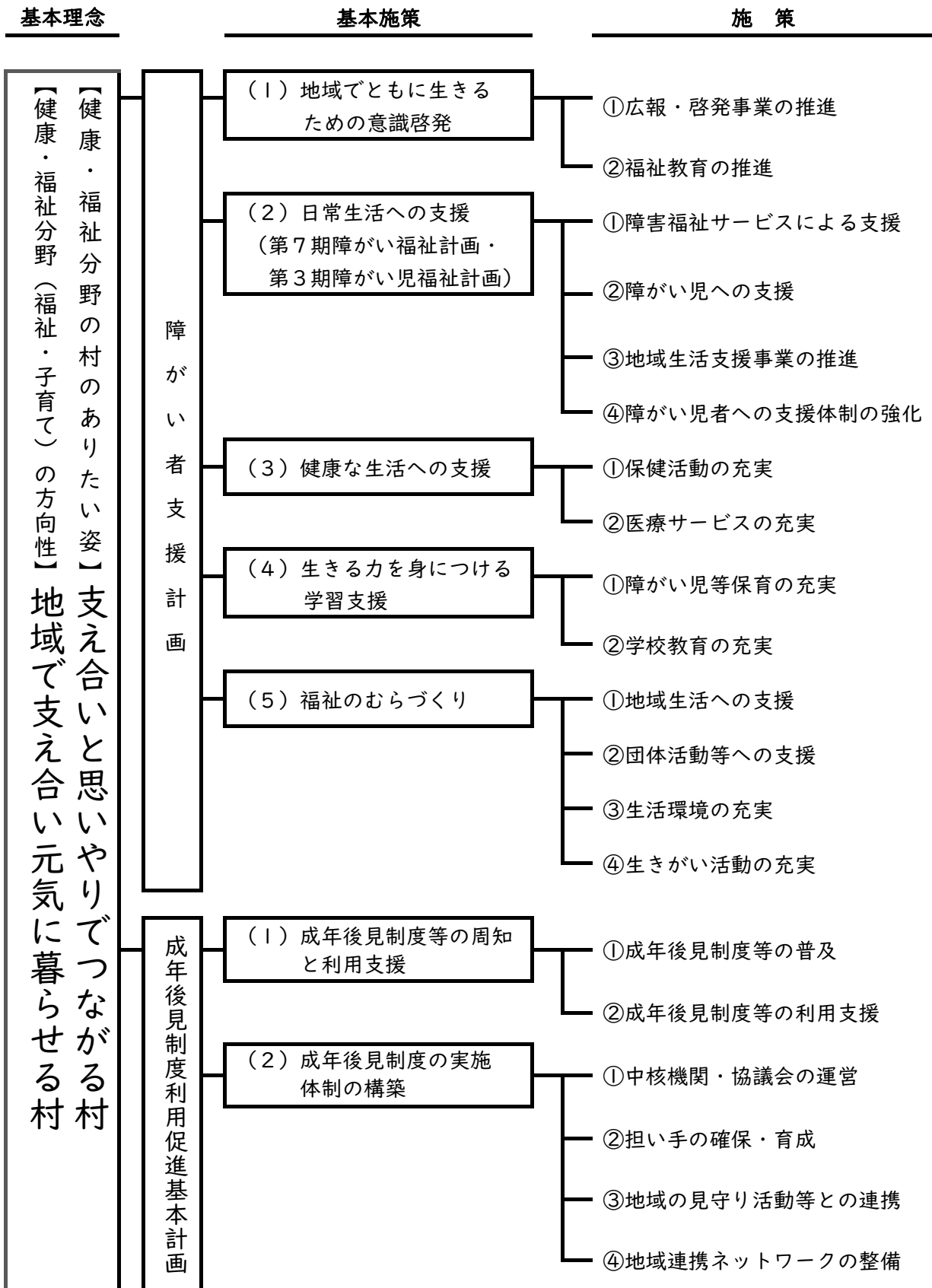
障がい者支援計画

- (1) 地域でともに生きるための意識啓発
- (2) 日常生活への支援（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）
- (3) 健康な生活への支援
- (4) 生きる力を身につける学習支援
- (5) 福祉のむらづくり

成年後見制度利用促進基本計画

- (1) 成年後見制度等の周知と利用支援
- (2) 成年後見制度の実施体制の構築

2 施策の体系



3 施策の展開

(1) 地域でともに生きるための意識啓発

<現状と課題>

障がい者福祉に関する広報・啓発として、村広報紙やホームページ、「むらのふくし」により、障がい児者等の福祉に関するサービスや制度、他自治体の障がい者団体等の主催のイベントなどの情報を提供しています。

令和3年5月に改正された障害者差別解消法により、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることから、障がい者等に対する不当な差別的取扱いや配慮の負担が重過ぎない合理的配慮が提供されないことが差別にあたることについて、広報活動を通じて住民、事業者への啓発を行っています。

学校では、福祉施設における福祉体験授業を実施していましたが、近年は新型コロナウイルス感染症対策のため休止しています。

住民向けの教育の機会として、比企地域基幹相談支援センターが主催する研修について周知しています。

関係団体等へのヒアリングでは、障がい者への差別意識や障がいの特性について、子どもたちの理解が深まるような教育や情報提供の必要性があげられています。

今後も、障がい児者等やその家族への理解を深め差別意識を解消するため、住民への広報・啓発活動、学校や地域における福祉教育活動を進める必要があります。

<施策>

①広報・啓発事業の推進

項 目	内 容	関係課等
ア 情報の提供	広報紙やホームページ、「むらのふくし」やパンフレット等により、障がい福祉や医療のサービス、制度等に関する情報の提供を進めます。	住民福祉課
イ 差別意識の解消	障がい者等への不当な差別的取扱いの防止や合理的配慮が柔軟に行われるよう、住民、事業者の理解を促進します。	住民福祉課
	障がいに関する差別の相談に対応するため、相談窓口の充実に努めます。	住民福祉課
ウ 交流事業への参加促進	各種団体等のイベントなどの情報提供を進めるとともに、障がい児者等が参加しやすい環境づくりに努めます。	住民福祉課
エ 職員研修の充実	障がい児・者や難病患者等に配慮した行政運営を進めるため、職員研修を充実します。	総務課

②福祉教育の推進

項 目	内 容	関係課等
ア 学校における福祉教育の推進	児童生徒の福祉意識を高めるとともに、障がいについての理解を深めるため、福祉施設等における福祉体験授業、ボランティア活動等を進めます。	教育委員会
イ 地域における福祉教育の推進	各種の行事や研修の機会を通じて、障がいの多様なものを普及し、障がい児・者、難病患者等やその家族への理解を促進します。	住民福祉課

（２）日常生活への支援（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）

＜現状と課題＞

障害福祉サービスの利用状況は、令和5年10月末現在、30人となっています。

また、令和5年10月末現在、障害児福祉サービス（障害児通所支援、障害児相談支援）は1人の利用があります。

令和6年3月末現在、村内には障害福祉サービスを提供する事業所の設置がなく、近隣のサービス提供事業所が利用されています。

地域生活支援事業は、広域的な連携等により、相談支援事業、比企地域自立支援協議会の運営を行っています。

今後も、障害福祉サービス、障害児福祉サービス、地域生活支援事業等の情報提供を進めるとともに、多様なニーズに対応できるよう広域的な連携による相談支援体制、各種のサービス提供体制を確保する必要があります。

①障害福祉サービスによる支援

ア 第7期障がい福祉計画の数値目標

第7期障がい福祉計画における数値目標（成果目標）を、次のように設定します。

1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行

<国基本方針の考え方>

- 令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。
- 当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和8年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

<県の考え方>

- 地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。
- 《設定しない理由》
- 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、本県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行うとしているため。

<成果目標>

令和4年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等（公営住宅含む）に移行する者の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

項 目	数値等	備 考
令和4年度末時点の入所者数	7人	
地域生活移行数	0人	令和8年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
地域生活への移行割合	－%	国・県の目標は6%以上

<今後の方向性>

地域生活への移行が可能な方の把握に努め、周辺市町と連携し、生活基盤であるグループホームなどの住まいの確保に努めます。

- 第4章 東秩父村障がい者支援計画
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国基本方針の考え方>

- ①平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ②令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ③退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

<県の考え方>

○国基本指針のとおり。

<成果目標>

目標値は県で設定します。

<今後の方向性>

精神病床からの地域生活への移行に向け、保健、医療、福祉関係者及び障害福祉サービス提供事業所との協議、比企地域自立支援協議会との連携を図ります。

3) 地域生活支援の充実

<国基本方針の考え方>

- ①令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

<県の考え方>

○国基本指針のとおり。

<成果目標>

地域生活支援拠点等の整備、機能の充実に関する目標を設定します。

項 目	数値等	備 考
令和8年度末まで、地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	広域的連携により実施
令和8年度末まで、運用状況の検証・検討実施回数	年1回	広域的連携により実施
強度行動障害を有する者に関し、支援体制の整備	有	広域的連携により実施

<今後の方向性>

地域の支援体制づくりを進めるため、広域的な連携により地域生活支援拠点等の整備、体制の充実を図ります。

- 第4章 東秩父村障がい者支援計画
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

4) 福祉施設から一般就労への移行等 ＜国基本方針の考え方＞

- 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。
- 就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。
- 一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

＜県の考え方＞

- 国基本指針のとおり。

＜成果目標＞

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

項 目	数値等	備 考
令和3年度一般就労移行者数	1人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
令和8年度一般就労移行者数	1人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労をする人の数
一般就労移行の増加割合	1.00倍	国の目標値は令和3年度の1.28倍以上

就労移行支援事業

項 目	数値等	備 考
令和3年度一般就労移行者数	0人	令和3年度において就労移行支援事業から一般就労した人の数
令和8年度一般就労移行者数	0人	令和8年度において就労移行支援事業から一般就労をする人の数
一般就労移行の増加割合	－倍	国の目標値は、令和元年度の1.31倍以上

就労継続支援A型

項 目	数値等	備 考
令和3年度一般就労移行者数	0人	令和3年度において就労継続支援A型から一般就労した人の数
令和8年度一般就労移行者数	0人	令和8年度において就労移行支援A型から一般就労をする人の数
一般就労移行の増加割合	－倍	国の目標値は、令和元年度の1.29倍以上

就労継続支援B型

項 目	数値等	備 考
令和3年度一般就労移行者数	1人	令和3年度において就労継続支援B型から一般就労した人の数
令和8年度一般就労移行者数	1人	令和8年度において就労移行支援B型から一般就労をする人の数
一般就労移行の増加割合	1.00倍	国の目標値は、令和元年度の1.28倍以上

就労定着支援事業

項 目	数値等	備 考
令和3年度就労定着支援事業の利用者数	2人	令和3年度において就労定着支援事業を利用した人の数
令和8年度就労定着支援事業の利用者数	1人	令和8年度において就労定着支援事業を利用する人の数
就労定着支援事業の利用者数の増加割合	0.50倍	就労定着支援事業の利用者数の増加割合 国の目標値は、令和元年度の1.41倍以上

<今後の方向性>

就労支援事業者が確保できるよう、周辺市町と連携し情報収集・提供を行い、広く事業者の参入を促進します。

- 第4章 東秩父村障がい者支援計画
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

イ 相談支援体制の充実・強化等

<国基本方針の考え方>

- 相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。
- また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

<県の考え方>

- 国基本指針のとおり。

<成果目標>

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制についての目標を設定します。

項 目	数値等	備 考
令和8年度末まで、基幹相談支援センターの設置	有	広域的連携により実施
協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	有	広域的連携により実施

<今後の方向性>

比企地域自立支援協議会及び比企地域基幹相談支援センターにおける取組を中心に、専門的な相談支援の実施、地域の相談支援を実施する体制の確保を進めます。

ウ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国基本方針の考え方>

- 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- また、県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。
- そこで、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

<県の考え方>

- 国基本指針のとおり。
- ただし、「活動指標の県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数」及び「県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数」は県が対応予定。

<成果目標>

利用状況を把握し、障害福祉サービス等の提供についての検証に関する目標を設定します。また、障害福祉サービス等の質の向上についての取組の目標を設定します。

項 目	数値等	備 考
令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有	広域的連携により実施

<今後の方向性>

比企地域自立支援協議会と連携し、障害福祉サービス等の提供や質の向上について取組を進めます。

- 第4章 東秩父村障がい者支援計画
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

エ 障害福祉サービスの実績と見込み

1) 訪問系サービス

訪問系サービスでは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等を行います。

サービスの内容

サービス名	内 容
居宅介護	入浴、排せつ、食事など自宅での生活全般の介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護などの介助や、外出時における移動の補助を行います。
同行援護	視覚障がいのある人の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の補助などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護の必要な程度が非常に高い人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

<サービス見込み量>

居宅介護

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間 (時間/月)	見込量	—	—	—	見込量	35	35	45
	実績	39.5	59.5	33.9				
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	1	1	2
	実績	3	2	1				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

重度訪問介護

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間 (時間/月)	見込量	—	—	—	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

同行援護

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間 (時間/月)	見込量	—	—	—	見込量	6	10	10
	実績	4.3	2.6	4.9				
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	1	2	2
	実績	1	1	1				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

行動援護

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間 (時間/月)	見込量	—	—	—	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

重度障害者等包括支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間 (時間/月)	見込量	—	—	—	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

《参考》訪問系サービスの利用実績

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	利用時間 (時間/月)	見込量	30時間	30時間	30時間
		実績値	43.8時間	62.1時間	38.8時間
	利用人数 (人/月)	見込量	2人	2人	2人
		実績値	3人	3人	2人

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

- 第4章 東秩父村障がい者支援計画
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

<サービス提供にあたって>

訪問系サービスは、障がい者の地域での生活、家族等への支援、施設や病院からの地域への移行や定着を支援するために重要であることから、サービス事業者と連携し提供体制の確保に努めます。

2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、通所等により必要な介護や訓練、支援等のサービスを提供します。

サービスの内容

区 分	内 容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設において入浴、排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援を行います。(令和7年10月1日施行予定)
就労移行支援	就労を希望する障がいのある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて行う、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、利用者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を行います。
就労継続支援 A型(雇用型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供や、生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。A型は雇用型で、一般就労が見込まれる人が対象です。
就労継続支援 B型(非雇用型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供や、生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。B型は非雇用型で、就労に必要な知識および能力の向上・維持が見込まれる人が対象です。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労に移行した方が就労を継続できるよう、雇用に伴う日常生活または社会生活での問題に関する相談、指導及び助言、事業所や関係機関等との連絡調整を行います。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

<サービス見込み量>

生活介護

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数 (人日分/月)	見込量	200	220	240	見込量	200	220	220
	実績	180.0	199.8	182.9				
利用人数 (人/月)	見込量	10	11	12	見込量	10	11	11
	実績	9	10	11				

うち、重度障がい者の利用者数(人)	4	見込量	4	4	4
-------------------	---	-----	---	---	---

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

自立訓練(機能訓練)

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数 (人日分/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	15	17.4	0				
利用人数 (人/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	1	1	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

自立訓練(生活訓練)

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数 (人日分/月)	見込量	0	0	0	見込量	20	20	20
	実績	0	9.4	19.6				
利用人数 (人/月)	見込量	0	0	0	見込量	1	1	1
	実績	0	1	1				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

就労選択支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	—	1	1
	実績	—	—	—				

注) 令和7年10月1日施行予定

資料: 住民福祉課

●第4章 東秩父村障がい者支援計画

●第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

就労移行支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (人日分/月)	見込量	16	16	24	見込量	8	8	8
	実績	0.5	0	0				
利用人数 (人/月)	見込量	2	2	3	見込量	1	1	1
	実績	1	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

就労継続支援A型(雇用型)

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (人日分/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	4.0	3.6				
利用人数 (人/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	1	1				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

就労継続支援B型(非雇用型)

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (人日分/月)	見込量	115	115	115	見込量	150	160	170
	実績	121.9	143.8	164.9				
利用人数 (人/月)	見込量	9	9	9	見込量	9	9	10
	実績	8	9	9				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

就労定着支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/月)	見込量	1	1	2	見込量	1	0	1
	実績	3	3	2				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

療養介護

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	2	2	2	見込量	2	2	2
	実績	2	2	2				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

短期入所（福祉型）

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数 (人日分/月)	見込量	3	3	4	見込量	4	4	5
	実績	0.7	2.0	2.3				
利用人数 (人/月)	見込量	2	2	3	見込量	4	4	5
	実績	1	2	2				

うち、重度障がい者の利用者数(人)	1	見込量	1	1	1
-------------------	---	-----	---	---	---

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

短期入所（医療型）

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数 (人日分/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				
利用人数 (人/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

うち、重度障がい者の利用者数(人)	0	見込量	0	0	0
-------------------	---	-----	---	---	---

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

<サービス提供にあたって>

現在、村内には日中活動系サービスを提供する事業所がありません。

利用希望に応じたサービスの提供体制を確保できるよう、村内及び広域的な連携により新たなサービス提供事業所の確保に努めます。

また、村内の事業所等との連携により、就労の場の確保に努めます。

- 第4章 東秩父村障がい者支援計画
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

3) 居住系サービス

居住系サービスは、夜間を中心に施設等で必要な援助をするサービスで、日中は通勤や日中活動系サービスを利用します。

サービスの内容

サービス名	内 容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談、要請があった場合には訪問、電話、メール等により対応します。
共同生活援助 (グループホーム)	就労または就労継続支援等の日中活動を利用している方に、地域において自立した日常生活を営む住居において、必要な家事等の支援、相談支援等を行います。
施設入所支援	施設において、生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

<サービス見込み量>

自立生活援助

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

共同生活援助（グループホーム）

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	3	4	4	見込量	6	6	7
	実績	5	5	6				

うち、重度障がい者の利用者数（人）	0	見込量	0	0	0
-------------------	---	-----	---	---	---

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

施設入所支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	5	6	6	見込量	7	7	7
	実績	6	7	7				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

<サービス提供にあたって>

現在、村内には居住系のサービス提供施設がないため、近隣自治体との連携により、施設入所者や退院可能な方の地域生活への移行に向けた体制づくりに努めます。

4) 相談支援

相談支援は、障がい者等やその家族などからの相談に対応し、情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。

サービスの内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい者がサービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス利用計画」を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者が退所、退院し、地域で住居を確保したり、地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院から退所・退院したり、家族との同居からひとり暮らしに移行した人などで、地域生活が不安定な人に対して障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。

<サービス見込み量>

計画相談支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	23	24	26	見込量	28	29	30
	実績	26	26	28				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

地域移行支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	1				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

地域定着支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

<サービス提供にあたって>

令和5年10月末現在で28人が利用しており、今後、サービス提供が必要となる方の把握に努め、相談支援事業者を確保し、専門的な視点から障がい者への相談支援に取り組めます。

5) 自立支援医療

身体の機能障がいの除去・軽減、障がい児者の自立支援や療養、社会復帰の支援に必要な医療サービスを提供します。

サービスの内容

区 分	内 容
自立支援医療 ・育成医療 ・更生医療 ・精神通院医療	障がい児の健全な育成、障がい者の自立と社会参加、精神障がい者の通院などのために、必要な医療サービスを提供します。

<サービス見込み量>

育成医療

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	0	0	0
	実績	1	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

更生医療

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

精神通院医療

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	40	41	42
	実績	34	39	40				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

<サービス提供にあたって>

令和5年10月末現在、育成医療及び更生医療の利用はなく、精神通院医療の利用者数は40人であり、今後も必要な医療サービスが利用できるよう、情報提供に努めます。

6) 補装具

身体障がい者の方で、補装具の利用及び修理を行う方に費用の給付を行います。

サービスの内容

区 分	内 容
補装具	身体機能を補完または代替し、かつ長時間にわたって継続して使用する補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費、修理費の給付を行います。

購入

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用件数 (件/年)	見込量	—	—	—	見込量	3	3	3
	実績	3	2	1				
実利用人数 (人/年)	見込量	—	—	—	見込量	3	3	3
	実績	3	2	1				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

- 第4章 東秩父村障がい者支援計画
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

修理

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用件数 (件/年)	見込量	—	—	—	見込量	3	3	3
	実績	3	3	0				
実利用人数 (人/年)	見込量	—	—	—	見込量	3	3	3
	実績	2	3	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

<サービス提供にあたって>

令和5年10月末現在、補装具の購入が1件、修理が0件となっています。

今後も、利用者の状況に応じたよりよい補装具が利用できるよう、情報の収集に努め、サービス提供を進めます。

②障がい児への支援

ア 第3期障がい児福祉計画の数値目標

第3期障がい児福祉計画における数値目標（成果目標）を、次のように設定します。

1) 障がい児支援の提供体制の整備等

<国基本方針の考え方>

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ③令和8年度末までに、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
- ④障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

<県の考え方>

- ①・②・④については、国基本指針のとおり。
- ③については、国基本指針のとおり。なお、市町村計画には、協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置という記載だけでなく、各市町村で医療的ケア児とその家族のニーズに応えることができ、個別支援が可能となる体制を具体的に記載することが望ましい。

＜成果目標＞

障がい児支援の提供体制を整備するため、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の体制の構築、重症心身障害児を支援する事業所の設置、医療的ケア児の適切な支援のための関係機関の協議の場の設置・充実について、目標を設定します。

項 目	数値等	備 考
令和8年度末まで、児童発達支援センターの設置数	1か所	広域的連携により実施
令和8年度末まで、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	児童発達支援センターとの連携 地域ケア担当者会議による協議
令和8年度末まで、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	広域的連携により実施
令和8年度末まで、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	広域的連携により実施
令和8年度末まで、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	要綱の整備
令和8年度末まで、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有	広域的連携により実施

＜今後の方向性＞

近隣との連携により、児童発達支援センターの整備・充実に努めます。

障がい児の地域への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援の提供体制の整備に努めます。

近隣との連携により、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備に努めます。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等の協議の場の設置・充実に努めるとともに、近隣自治体との連携により医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進めます。

イ 障がい児支援等の見込み

1) 障害児通所等支援

障がい児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練などのサービスを提供します。

サービスの内容

サービス名	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童 発達支援	重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

<サービス見込み量>

児童発達支援

項 目	区分	第6期見込・実績			区分	第7期見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数 (人日分/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				
利用人数 (人/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

●第4章 東秩父村障がい者支援計画

●第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

放課後等デイサービス

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数 (人日分/月)	見込量	20	20	20	見込量	20	20	20
	実績	0.1	0	0				
利用人数 (人/月)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	1	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

保育所等訪問支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数 (人日分/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				
利用人数 (人/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

居宅訪問型児童発達支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数 (人日分/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				
利用人数 (人/月)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

<サービス提供にあたって>

障がい児の発達支援に必要なサービスを提供するため、対象者の把握に努めるとともに、障がい児の保護者へのサービス情報の提供を進めます。

2) 障害児相談支援等

障がい児の生活を支え、児童の発達のための課題の解決、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めます。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	本人を中心とした支援と自立支援を継続していくため、医療的ケア児等の相談支援業務、本人のサービス等利用計画を作成する相談支援専門員のバックアップ、地域に必要な資源等の改善、開発、多職種の連携を行います。

障害児相談支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/月)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	1	0	1				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/月)	見込量	0	0	1	見込量	1	1	1
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

<サービス提供にあたって>

支援を必要とする児童が十分な相談ができるよう、近隣自治体と連携し相談支援体制の強化に取り組みます。

- 第4章 東秩父村障がい者支援計画
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

③地域生活支援事業の推進

東秩父村及び広域的な連携等により、次の事業を実施します。

事業の概要

事業名	内 容
ア 理解促進研修・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深められるよう、教室等の開催、事業所への訪問、イベントの開催、広報活動などの研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。
イ 自発的活動支援事業	ピアサポート※1、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動など、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。
ウ 相談支援事業	障がい者または障がい児の保護者等の介助を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行います。 1) 障害者相談支援事業 ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング※2 ・権利の擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 2) 基幹相談支援センター ・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止 3) 基幹相談支援センター等機能強化事業 ・専門職員の配置、相談体制の強化、地域移行・定着の促進 4) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） ・物件あっせん依頼、入居契約手続き支援、生活支援調整
エ 成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図るものです。 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。

※1 ピアサポート：同じような立場の人による支援。

※2 ピアカウンセリング：同じ障がいがあるなど、同じ立場にある仲間どうしによって行われるカウンセリング。

事業名	内 容
オ 成年後見制度 法人後見支 援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するため、研修、組織体制の構築、適正な活動のための支援などの体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図るものです。
カ 意思疎通 支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通を支援する手話通訳者及び要約筆記者等の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援等を行い、意思疎通の円滑化を図るものです。 1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 2) 手話通訳者設置事業
キ 日常生活用具 給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。 1) 介護・訓練支援用具 2) 自立生活支援用具 3) 在宅療養等支援用具 4) 情報・意志疎通支援用具 5) 排泄管理支援用具 6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
ク 手話奉仕員 養成研修事 業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするため、聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修するものです。
ケ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を支援するため、屋外での移動が困難な障がい者について、個別支援型、グループ支援型、車両移送型により、外出のための支援を行います。
コ 地域活動支援 センター機能 強化事業	地域の実情に応じ、障がい者等が通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進するものです。
サ その他事業	1) 更生訓練費給付事業 身体障害者社会参加施設への入所・通所者等に、更生訓練費を給付し、社会復帰を促進します。 2) 施設入所者就職支度金給付事業 身体障害者社会参加施設への入所・通所者等で、訓練を終了した方に、就職支度金を給付し、社会復帰を促進します。

<見込み量・実績値>

(年間)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア 理解促進研修・啓発事業	見込量	有	有	有
	実績値	有	有	有
イ 自発的活動支援事業	見込量	有	有	有
	実績値	有	有	有
ウ 相談支援事業				
1) 障害者相談支援事業	見込量	3か所（共同）	3か所（共同）	3か所（共同）
	実績値	3か所	3か所	3か所
2) 基幹相談支援センター	見込量	有（共同）	有（共同）	有（共同）
	実績値	有	有	有
3) 基幹相談支援センター等機能強化事業	見込量	有（共同）	有（共同）	有（共同）
	実績値	有	有	有
4) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	見込量	有（共同）	有（共同）	有（共同）
	実績値	有	有	有
エ 成年後見制度利用支援事業	見込量	0件	0件	0件
	実績値	0件	1件	1件
オ 成年後見制度法人後見支援事業	見込量	有（共同）	有（共同）	有（共同）
	実績値	有	有	有
カ 意思疎通支援事業				
1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込量	0件	0件	0件
	実績値	0件	0件	0件
2) 手話通訳者設置事業（設置見込み者数）	見込量	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人

注）令和5年度実績は10月末現在

資料：住民福祉課

(年間)

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
キ 日常生活用具給付等事業					
1) 介護・訓練支援用具	見込量		0件	0件	1件
	実績値		0件	0件	0件
2) 自立生活支援用具	見込量		0件	1件	0件
	実績値		0件	1件	0件
3) 在宅療養等支援用具	見込量		1件	0件	0件
	実績値		0件	0件	2件
4) 情報・意志疎通支援用具	見込量		0件	0件	1件
	実績値		2件	1件	1件
5) 排泄管理支援用具	見込量		60件	60件	60件
	実績値		20件	21件	4件
6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量		0件	0件	0件
	実績値		0件	0件	0件
ク 手話奉仕員養成研修事業 (終了見込み者数)		見込量	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
ケ 移動支援事業	実利用者数	見込量	2人	2人	2人
		実績値	0人	0人	0人
	延利用時間数	見込量	40時間	40時間	40時間
		実績値	0時間	0時間	0時間
コ 地域活動支援 センター機能 強化事業	か所数	見込量	2か所	2か所	2か所
		実績値	2か所	2か所	2か所
	延利用者数	見込量	6人	6人	6人
		実績値	1人	1人	1人
サ その他事業					
1) 更生訓練費給付事業	見込量		0人	0人	0人
	実績値		1人	1人	0人
2) 施設入所者就職支度金給付事業	見込量		0人	0人	0人
	実績値		0人	0人	0人

注) 各年度末現在、令和5年度は10月末現在

資料: 住民福祉課

【サービス見込み量】

(年間)

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア	理解促進研修・啓発事業	有	有	有
イ	自発的活動支援事業	有	有	有
ウ	相談支援事業			
	1) 障害者相談支援事業	3か所 (共同)	3か所 (共同)	3か所 (共同)
	2) 基幹相談支援センター	有(共同)	有(共同)	有(共同)
	3) 基幹相談支援センター等機能強化事業	有(共同)	有(共同)	有(共同)
	4) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	有(共同)	有(共同)	有(共同)
エ	成年後見制度利用支援事業	1件	1件	1件
オ	成年後見制度法人後見支援事業	有(共同)	有(共同)	有(共同)
カ	意思疎通支援事業			
	1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	0件	0件	0件
	2) 手話通訳者設置事業(設置見込み者数)	0人	0人	0人
キ	日常生活用具給付等事業			
	1) 介護・訓練支援用具	2件	0件	0件
	2) 自立生活支援用具	0件	2件	0件
	3) 在宅療養等支援用具	0件	0件	2件
	4) 情報・意志疎通支援用具	0件	0件	1件
	5) 排泄管理支援用具	20件	20件	20件
	6) 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0件	0件	0件
ク	手話奉仕員養成研修事業(終了見込み者数)	0人	0人	1人
ケ	移動支援事業	実利用者数	1人	1人
		延利用時間数	16時間	16時間
コ	地域活動支援センター機能強化事業	か所数	2か所	2か所
		延利用者数	1人	1人
サ	その他事業			
	1) 更生訓練費給付事業	0人	0人	0人
	2) 施設入所者就職支度金給付事業	0人	0人	0人

＜サービス提供にあたって＞

事業名	内 容
ア 理解促進研修・啓発事業	住民の障がい者等に対する理解を深めるため、教室等の開催、住民による障害福祉サービス事業所等への訪問、イベントの開催、パンフレットやホームページによる普及・啓発活動を、通年的に実施するよう努めます。
イ 自発的活動支援事業	東秩父村身体障害者福祉会、東秩父村手をつなぐ育成会の活動を促進するとともに、手帳取得者への情報提供を進め加入を促進します。
ウ 相談支援事業	広域的な連携により、引き続き3か所で実施し、個別の相談支援事例、障がい者の虐待防止、権利擁護への対応ができるよう、相談支援体制の強化に努めます。 障がい者の虐待防止は、障害者虐待防止センターにおいて課題に応じて専門家の参加・協力、相談員同士の協議や研究を行い、迅速な対応を図ります。 村による地域ケア会議等も活用し、地域において対応可能な問題について改善に取り組みます。
エ 成年後見制度利用支援事業	制度の普及に努めるとともに、判断能力が不十分な知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度利用の支援を行うことにより、その人の有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活の支援に努めます。
オ 成年後見制度法人後見支援事業	東秩父村社会福祉協議会及び広域的な連携により、研修の実施体制の確保を図ります。
カ 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業、要約筆記奉仕員派遣事業は、必要に応じて、埼玉聴覚障害者情報センターと連携・協力し、実施体制の確保に努めます。 広域的な連携による手話講習会などにより、手話通訳者の養成に努めます。
キ 日常生活用具給付等事業	障がい者等や家族の日常生活上の困難を改善し、自立に向けた社会参加を促進できるよう、各サービスの情報提供を進めるとともに、給付品目の定期的な見直しを行います。
ク 手話奉仕員養成研修事業	広域的な連携による手話講習会などにより、手話奉仕員の養成に努めます。
ケ 移動支援事業	村外の事業所において対応を図るとともに、生活サポート事業による村内事業所の移送サービスの利用を進めます。
コ 地域活動支援センター機能強化事業	広域的な連携により、地域活動支援センターが地域の創作的活動または生産活動の機会の提供に努めます。 東秩父村、小川町、嵐山町、ときがわ町の4町村において、月1回開催する集いの機会である「サロン・デュ・ウエスト」の情報提供を進め、利用の促進を図ります。
サ その他事業	更生訓練費給付事業、施設入所者就職支度金給付事業について、サービス対象者の把握に努めるとともに、情報の提供を進めます。

- 第4章 東秩父村障がい者支援計画
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

④障がい児者への支援体制の強化

ア 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

障がい児が利用希望に沿った教育・保育事業を利用できるよう、城山保育園及び和紙の子児童クラブ（放課後児童健全育成事業）における障がい児の受入れ体制の整備に努めます。

<サービス見込み量>

城山保育園

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
希望人数 (人)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				
受入可能人数 (人)	見込量	—	—	—	見込量	0	0	0
	実績	—	—	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

和紙の子児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
希望人数 (人)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				
受入可能人数 (人)	見込量	—	—	—	見込量	0	0	0
	実績	—	—	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

イ 発達障がい者等に対する支援

発達障がいの早期発見・早期支援を行うため、県発達障害者支援センターをはじめ、周辺市町及び比企地域自立支援協議会との連携により、発達障がいに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

事業の概要

項 目	内 容
発達障がい者及び家族等への支援	発達障がい児を持つ保護者を対象に、障がい児の行動を理解し、対応方法を考えること等を目的とした保護者向け学習会やペアレントトレーニングの機会を確保します。
ペアレントメンター事業	発達障がいのある子どもを育ててきた親が、様々な不安を持つ親に対して同じ立場から情報提供や助言等を行うペアレントメンターの取組を進めます。

項 目	内 容
ピアサポート活動	当事者同士が集い、交流することで、情報交換や意見交換が行えるピアサポート活動を進めます。

<事業の見込量>

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人)	見込量	6	6	6	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人)	見込量	—	—	—	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

ペアレントメンターの人数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

ピアサポートの活動への参加人数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

ウ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現するためには、

- 第4章 東秩父村障がい者支援計画
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

医療、障がい福祉、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い等が包括的に確保されていくことが重要です。

周辺市町及び比企地域自立支援協議会との連携を図り、保健、医療、福祉等の協議の場を通じて、精神障がい者に対する重層的な連携による支援体制を構築します。

事業の概要

項 目	内 容
保健・医療・福祉関係者による協議の場	保健、医療、福祉等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。
精神障がい者に対する障害福祉サービスの充実	精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助のサービスの充実を進め、地域で安心して生活できるよう支援します。

<事業の見込量>

協議の場の開催回数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回)	見込量	5	5	5	見込量	5	5	5
	実績	3	4	5				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

「協議の場」は、比企地域自立支援協議会の圏域内においての見込(以下同じ)

協議の場への関係者の参加者数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延人数(人)	見込量	1	1	1	見込量	100	100	100
	実績	63	85	57				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の有無	見込量	有	有	有	見込量	有	有	有
	実績	有	有	有				
実施回数(回)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	1	1	1				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

精神障がい者の地域移行支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

精神障がい者の地域定着支援

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人)	見込量	0	0	0	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人)	見込量	3	4	4	見込量	5	5	5
	実績	4	4	5				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人)	見込量	—	—	—	見込量	1	1	1
	実績	0	1	1				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

精神障がい者の自立生活援助

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人)	見込量	0	0	0	見込量	1	1	1
	実績	0	0	0				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料: 住民福祉課

- 第4章 東秩父村障がい者支援計画
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

エ 相談支援体制の充実・強化等

多種多様で、かつ複合的な相談内容に対応するため、比企地域自立支援協議会及び比企地域基幹相談支援センター等との連携強化を図ります。

事業の概要

項 目	内 容
総合的・専門的な相談支援の実施	比企地域基幹相談支援センターを中心に、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の構築を図ります。
地域の相談支援体制の強化	比企地域基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業に対する訪問等による専門的な指導・助言を行うとともに、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化を図ります。

<事業の見込量>

基幹相談支援センターの設置数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数 (か所)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	1	1	1				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言件数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数 (件)	見込量	0	0	0	見込量	120	120	120
	実績	93	132	47				

注) 比企地域8市町村の数値、令和5年度の実績は9月末現在

資料：住民福祉課

基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数 (件)	見込量	0	0	0	見込量	10	10	10
	実績	2	2	1				

注) 比企地域8市町村の数値、令和5年度の実績は9月末現在

資料：住民福祉課

基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数 (回)	見込量	0	0	0	見込量	12	12	12
	実績	6	6	2				

注) 比企地域8市町村の数値、令和5年度の実績は9月末現在

資料：住民福祉課

基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数 (回)	見込量	—	—	—	見込量	21	21	21
	実績	18	21	16				

注) 比企地域8市町村の数値、令和5年度の実績は9月末現在

資料：住民福祉課

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人)	見込量	—	—	—	見込量	1	1	1
	実績	1	1	1				

注) 比企地域8市町村の数値、令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

相談支援事業参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数 (回)	見込量	—	—	—	見込量	2	2	2
	実績	2	2	1				
事業者数 (事業者)	見込量	—	—	—	見込量	21	21	21
	実績	21	21	10				

注) 令和5年度の実績は9月末現在

資料：住民福祉課

専門部会の設置数、実施回数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
部会数 (部会)	見込量	—	—	—	見込量	4	4	4
	実績	4	4	4				
実施回数 (回)	見込量	—	—	—	見込量	26	26	26
	実績	26	26	13				

注) 令和5年度の実績は9月末現在

資料：住民福祉課

- 第4章 東秩父村障がい者支援計画
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

オ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障がいの重度化や高齢化、ニーズの多様化に対応するため、比企地域自立支援協議会においてサービスの質の向上に取り組めます。

県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修等を活用するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、請求上の注意点等について事業所への周知を行います。

事業の概要

項 目	内 容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害者総合支援法の具体的内容を理解する観点から、県等が行う研修の積極的な参加を図ります。初任者研修、権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加を進めます。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	システムの審査結果を分析してその結果を事業所等との共有を進めることにより、請求の過誤をなくすとともに、適正化と事務負担の軽減を図ります。

<事業の見込量>

県が実施する研修への参加人数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延人数 (人)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	1	1	1				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体制の有無	見込量	有	有	有	見込量	有	有	有
	実績	有	有	有				

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施回数 (回)	見込量				見込量			
	実績							

注) 令和5年度の実績は10月末現在

資料：住民福祉課

カ サービスの確保策

1) 人材の育成と確保

多様化・複雑化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保に努めます。

相談支援の提供体制の整備と質の確保のため、相談支援専門員の研修情報の提供など、比企地域基幹相談支援センター及び比企地域自立支援協議会との連携に努めます。

2) 確実な情報提供

サービスの内容や利用方法などについて、利用者や住民、事業者に対し、ホームページやパンフレットなどを活用し、様々な機会を捉えて情報提供を行います。

3) サービス提供基盤の整備方針

各サービスの提供は、周辺市町や関係団体と連携が不可欠であるため、広域的に設置している比企地域自立支援協議会をはじめ、周辺市町や東秩父村社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、担い手となる事業者の育成を図ります。

4) サービスを利用しやすい環境づくり

必要な方に必要なサービスを提供するため、比企地域自立支援協議会において利用者やその家族のニーズ及び事業者の意向を把握し、サービス内容の充実や提供体制の強化に努めます。

また、介護保険制度の対象となる障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を進めるため、介護保険担当、ケアマネジャー等関係者と連携するとともに、地域資源を活用したサービス提供に努めます。

（３）健康な生活への支援

<現状と課題>

保健センターでは、生活習慣病や障がいの予防、早期発見と早期治療・療育に向けて、各種健診、生活習慣病の重症化予防、新生児聴覚検査費用の助成、健康相談、訪問指導、運動教室などを行っているほか、健診・検診時には送迎を実施しています。

子育て支援センターでは、保健センターと連携し、乳幼児と保護者の集いの場づくりや育児不安解消のため、のびのび広場、あそびの教室、離乳食教室を実施しているほか、サポート手帳等により発達障がい児（者）と家族への継続的な支援を行っています。

学校では、健康診断（内科検診、歯科健診、耳鼻科検診、眼科検診）を行っているほか、就学時健康診断を実施しています。

障がい児者の支援に係る関係者により、地域ケア担当者会議を定期的を開催しており、本人や家族等への支援方針について検討を行っています。

医療については、医療費による経済的な負担を軽減するため、自立支援医療の情報提供を進めています。

今後も、障がい児等の早期発見と早期療育を支援するとともに、地域ケア担当者会議による重層的な支援体制の強化に取り組む必要があります。

<施策>

①保健活動の充実

項 目	内 容	関係課等
ア 障がいの早期発見と早期療育の充実	妊産婦と胎児、新生児の健康を支援するため、妊婦健診、健康相談、訪問指導、新生児聴覚検査費用の助成を進めます。	保健センター
	障がい児等を早期に発見するため、乳幼児健診、乳幼児相談、学校の健康診断、就学時健診を行います。	保健センター 教育委員会
	早期の療育や発達を支援するため、児童発達支援センター（近隣自治体との連携による設置を予定）や医療機関などと連携し、発達相談を進めます。	住民福祉課 保健センター
	乳幼児と保護者の集いの機会や育児不安を解消するため、のびのび広場、あそびの教室、離乳食教室を実施します。	保健センター 子育て支援センター

項 目	内 容	関係課等
イ 発達障がい児（者）支援の充実	発達障がい児（者）、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児（者）が、乳幼児期から成人に至るまで一貫した支援を受けられるよう、「サポート手帳」の普及に努め、支援を図ります。	保健センター 住民福祉課
ウ 健康の保持・増進、予防	障がい者等の健康づくり意識を高めるため、健康診査等の受診の促進、受診への支援に努めます。	保健センター
	糖尿病などの生活習慣病の予防、新たな障がいの発生や重度化の予防、自立した食生活を支援するため、健康教育、健康相談、訪問指導を進めます。	保健センター
エ 精神保健福祉・難病対策等	精神障がい、難病、若年性認知症、高次脳機能障害、依存症等である本人とその家族が、地域での生活を継続できるよう、相談・支援に努めます。	住民福祉課 保健センター
	自殺の予防対策に取り組むとともに、本人及び自殺未遂者や親族等の状況に応じた対応に努めます。	保健センター
オ 重層的な相談支援体制の強化	本人や家族等への支援のあり方を重層的かつ包括的な検討を行う地域ケア担当者会議により、相談支援体制の強化を図ります。	住民福祉課 保健衛生課

②医療サービスの充実

項 目	内 容	関係課等
ア 医療費負担の軽減	自立支援医療に関する情報提供を進め、利用を促進します。	住民福祉課 保健センター

(4) 生きる力を身につける学習支援

<現状と課題>

城山保育園では、療育機関との連携により児童発達支援相談を実施するなど、保育内容の充実に努めています。

保育園、学校、住民福祉課、保健センター、療育機関による就学支援委員会を年2回開催し、障がい児等の就学支援に努めています。

学校教育では、校内委員会を設置するとともに、在籍する学校または学級以外での必要な学習活動を行う支援籍学習、特別支援学級の設置、教科支援員やスクールソーシャルワーカー等の配置、個別指導計画の作成を行っています。

また、埼玉県が主催する研修に参加するとともに、特別支援学校の情報提供など、障がい児等の状況に応じた支援を行っています。

和紙の子児童クラブ（放課後児童健全育成事業）では、令和5年10月末現在、障がい児等の利用はありませんが、利用児童の状況に合わせた保育を行っています。

今後も、適切な教育や訓練を受けられるよう、城山保育園、学校、和紙の子児童クラブにおいて、障がい等の状況に応じた保育、教育、相談活動に取り組む必要があります。

<施策>

①障がい児等保育の充実

項 目	内 容	関係課等
ア 城山保育園の 充実	障がい児等への適切な保育を行うため、療育機関との連携による発達支援を行うとともに、職員研修を実施します。	城山保育園
	障がい児等の利用状況に応じて、施設の段差の解消やトイレ等の改善を進めます。	城山保育園
イ 放課後児童健全育成事業の 充実	障がい児等への適切な保育を行うため、職員研修等を実施します。	和紙の子児童クラブ
	障がい児等の利用状況に応じて、和紙の子児童クラブの施設改善に努めます。	和紙の子児童クラブ

②学校教育の充実

施 策	内 容	関係課等
ア 就学・進学 相談体制の 充実	障がい児等の就学や進学の相談に対応するため、関係機関と連携し就学支援委員会を開催します。	教育委員会
	学校卒業時の進路の検討を支援するため、特別支援学校の見学会や学校公開等の情報提供を進めます。	教育委員会
イ 一貫した相談 支援体制の 整備	一人ひとりの状況に応じた一貫した支援を行うため、個別の教育支援計画を作成します。	教育委員会
	発達障がい等の児童生徒を支援するため、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等の配置、支援籍学習などにより、インクルーシブ教育の構築を図ります。	教育委員会
	児童家庭支援センターと連携し、児童、家庭への相談支援に努めます。	教育委員会
ウ 指導力の向上	教職員の障がいへの理解を深めるため、研修等を実施し、適切な指導に努めます。	教育委員会
	障がいのある児童生徒の学習を支援するため、教科支援員を配置します。	教育委員会
エ 学校施設の 整備	障がい児等の在籍状況に応じて、段差の解消やトイレ等の施設改善を進めます。	教育委員会

（５）福祉のむらづくり

<現状と課題>

地域における相談活動は、民生委員・児童委員、行政区長、知的障害者相談員により進めているほか、各種サービスにより経済的支援や介助支援を行っています。

東秩父村社会福祉協議会が東秩父村手をつなぐ育成会の事務局となり、活動を支援しているほか、村広報紙等において団体の情報提供を行っています。

障がい者等の外出の支援では、ＮＰＯ法人ふれあいやまびこ会により福祉有償運送、公共交通空白地有償運送を行っており、「公共交通利用促進リーフレット」を全戸配布したほか、公共交通空白地有償運送自宅送迎制度（やまびこおかえり便）の導入に向けて取組を進めています。

障害者虐待防止法に基づき東秩父村障害者虐待防止センターを住民福祉課内に設置しており、障害福祉サービス等の利用者の人権擁護、虐待の防止等を図っています。

防災情報通信システム（タブレット）により防災・防犯情報を提供するとともに、避難行動要支援者の把握を進め災害時の避難支援対策の強化を図っています。

防犯活動では、自主防犯団体への啓発品を提供しているほか、消費者相談によりトラブル等の防止を図っています。

関係団体等へのヒアリングでは、公共交通空白地有償運送自宅送迎制度（やまびこおかえり便）の本格導入が期待されているほか、災害時の移動支援や福祉避難所開設時の障がい児者等への配慮が求められています。

また、成年後見制度や思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の情報提供、関係団体による大会やイベントの情報提供、団体のイベント企画立案支援など、社会参加活動への支援が求められています。

今後も、障がい者等とその家族が地域での生活を継続できるよう、手話言語条例を制定するとともに、日常生活への支援や団体活動等の促進、生きがいづくりへの活動に取り組む必要があります。

<施策>

①地域生活への支援

施 策	内 容	関係課等
ア 相談活動の充実	民生委員・児童委員、行政区長、障害者相談員等との連携により、相談活動を進めます。	住民福祉課
イ 就労の場の確保	村内の事業所と連携し、障がい者等が就労する場の確保に努めます。	住民福祉課 産業観光課

施 策	内 容	関係課等
ウ 経済的な負担の軽減	経済的な負担を軽減するため、在宅重度心身障害者手当・介護手当支給事業、重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業、重度心身障害者自動車等燃料費助成事業、重度心身障害者医療費支給事業、重度心身障害者福祉年金給付事業を進めます。	住民福祉課
エ 柔軟な福祉サービスの提供	地域生活の支援と社会参加を支援するため、一時預かり、移送サービス等を行う「障害児（者）生活サポート事業」を進めます。	住民福祉課
オ 移動の支援	通院、買い物、各種催しや事業等への参加などの外出を支援するため、NPO法人ふれあいやまびこ会との連携による、福祉有償運送、公共交通空白地有償運送を進めます。	企画財政課
	和紙の里から自宅までの移動の利便性を確保するため、公共交通空白地有償運送自宅送迎制度（やまびこおかえり便）の導入を図ります。	企画財政課
	思いやり駐車場等の適正利用を進めるため、思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の情報提供を進めます。	住民福祉課
カ 虐待の防止	障害福祉サービス等の利用者の人権擁護、虐待の防止等を図るため、東秩父村障害者虐待防止センター（住民福祉課）による活動を進めます。	住民福祉課
オ 手話言語条例の制定	手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人がお互いを尊重し共生できる社会の実現を目指し、手話言語条例を制定します。	住民福祉課

②団体活動等への支援

施 策	内 容	関係課等
ア 団体等の情報提供	手をつなぐ育成会等の情報提供を進め、加入を促進します。	住民福祉課
イ ボランティア活動の促進	「東秩父お守り隊」など、住民によるボランティア活動を促進します。	住民福祉課
ウ 障がい者就労施設の活動促進	障害者優先調達方針に基づき、障がい者就労施設などからの物品及び役務の調達を図るとともに、民間企業の発注を促進します。	住民福祉課

③生活環境の充実

施 策	内 容	関係課等
ア 公共施設等の整備	各公共施設において、スロープ、より使いやすい多目的トイレの整備、思いやり駐車場の整備など、適切な施設改善に努めます。	総務課
	防犯灯の整備等により、道路環境の向上に努めます。	総務課
イ 災害時等の安全確保	災害時の避難支援体制を強化するため、避難行動要支援者の個別支援計画の作成に努めます。	住民福祉課 総務課
	福祉避難所（保健センター）の備蓄品など支援体制を強化及び運営体制の見直しを行うとともに、避難所等における障がい者等への配慮に努めます。	住民福祉課 総務課
	防災情報通信システム（タブレット）を活用し、防災情報の提供を図ります。	総務課
	比企広域消防本部及び小川消防署東秩父分署、民生委員・児童委員と連携し、緊急通報システムの普及、設置を進めます。	住民福祉課
	障がい者などが必要とする援助内容を示すヘルプカード及びハートプラスカードの普及を図ります。	住民福祉課
ウ 防犯体制の整備	障がい者をはじめ住民の安全な暮らしを守るため、地域住民による自主防犯団体活動を促進します。	総務課
	地域安全活動を啓発するため、地域パトロールや広報活動を進めます。	総務課
	犯罪被害を未然に防ぐため、防災情報通信システム（タブレット）を活用し、情報提供に努めます。	総務課
	増加している特殊詐欺等の被害を未然に防ぐため、啓発品の配布や情報提供を行います。	総務課
エ 消費トラブル等の防止	障がい者の消費者トラブルを防止するため、消費者相談を実施するとともに、悪質商法や製品事故に関する情報の提供を進めます。	産業観光課

④生きがい活動の充実

施 策	内 容	関係課等
ア 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の促進	障がい者等の文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などの情報提供や外出機会の提供に努めます。	住民福祉課
	障がい者等の関係団体によるスポーツ活動や文化活動への参加を支援するため、イベント等の情報提供を進めます。	住民福祉課
イ 図書館の充実	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に基づき、視覚障がい者等の図書館の利用に配慮するため、読書環境の整備を図ります。	教育委員会

第5章 東秩父村成年後見制度利用促進基本計画

Ⅰ 権利擁護への取組状況

成年後見制度は、意思決定時の権利行使の支援を必要とする人、虐待や財産の侵害から自身を守るために支援を必要とする人が、共に自立した生活を送れるように支援するものであり、地域共生社会の実現を目指すうえで、本人を中心とした支援・活動の共通の基盤となるものです。

近年の高齢化、単身世帯の増加等により、生活に困難を抱える人が増えることが懸念されることから、令和4年度に住民福祉課を成年後見制度の中核機関として位置付け体制を強化しています。

成年後見制度の利用に関する相談が令和4年度及び令和5年度にそれぞれ1件あり、令和4年度では「村長申立て」による対応を行いました。

また、東秩父村社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）により金銭管理や重要書類の預かり等を行っています。

関係団体のヒアリングでは、親亡き後に備えられるよう、成年後見制度についての情報提供が求められています。

今後は、各地区の会合や介護予防事業等の機会を通じて、成年後見制度の普及を進めるとともに、制度利用の支援体制の強化していく必要があります。

成年後見制度の相談支援・利用状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	0件	1件	1件
村長申立て	—	1件	0件

注) 年度末現在、令和5年度は10月末現在

資料：住民福祉課

～ 成年後見制度とは ～

○認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、ひとりで決めることに不安や心配がある人が、いろいろな契約や手続きをするときに、成年後見人等が保護し、支援する制度です。

○成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

○法定後見制度は、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる（選任される）制度です。本人の判断能力に応じて3つの類型が用意されています。

補助：自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。

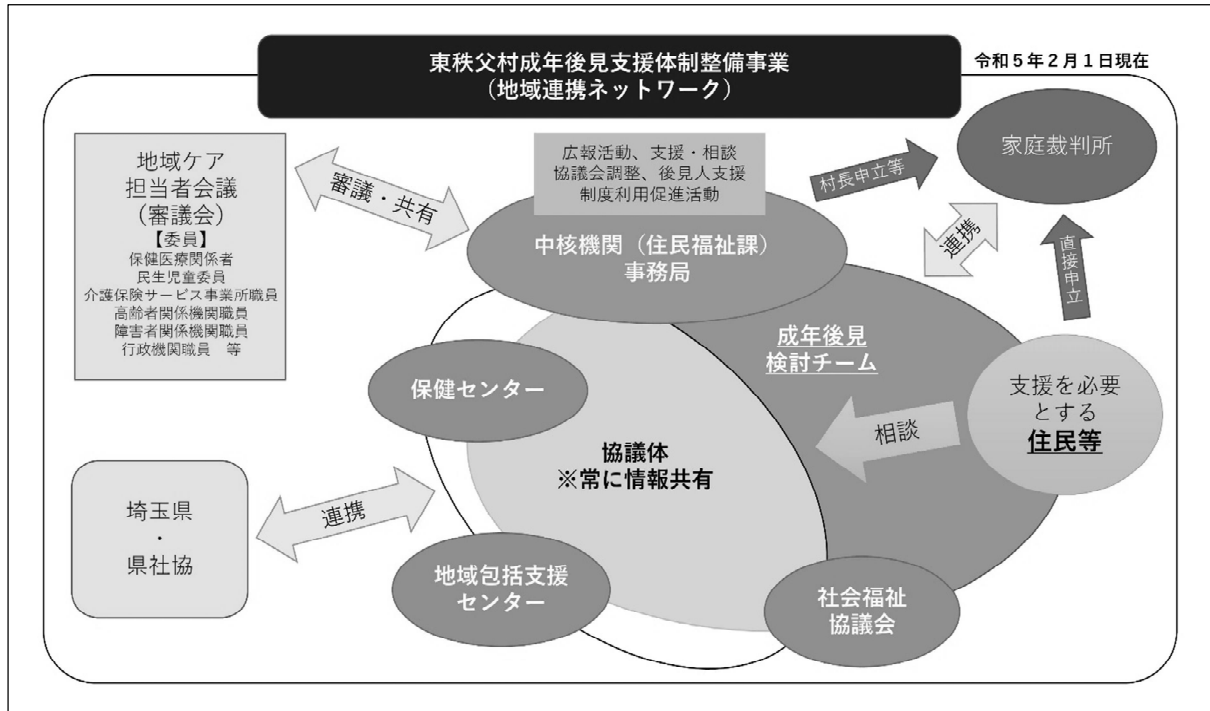
保佐：自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。

後見：自己の財産を管理処分することができない。

成年後見人等は、本人の家族や親族のほか、福祉や法律の専門職（社会福祉士、司法書士、弁護士等）などがなります。また、専門的な研修を受けた地域の人（市民後見人）や後見をしてくれる団体（法人）などがある場合もあります。

○任意後見制度は、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、ひとりで決めることが心配になったときに代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



権利擁護支援チーム、協議会、中核機関の内容

項 目	内 容
権利擁護支援チーム	○権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。 ○福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。
協議会	○専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。 ○成年後見制度を利用する事案に限定することなく、「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行えるように協議の場を設けます。中核機関が事務局機能を担います。
中核機関	○地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制です。 〔役割〕・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネート ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネート（協議会の運営等）

2 取組内容

(1) 成年後見制度等の周知と利用支援

施 策	内 容	関係課
①成年後見制度等の普及	住民の成年後見制度への理解を深めるため、広報紙、ホームページ等による情報提供を進めます。	住民福祉課
	東秩父村社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の普及を図ります。	住民福祉課
②成年後見制度等の利用支援	本人や親族等による制度利用の申立てが困難な場合に、村長が代わって申立てを行う成年後見制度利用支援事業を進めます。	住民福祉課
	成年後見制度の利用に関する相談に対応するため、住民福祉課窓口において相談体制の強化を図ります。	住民福祉課
	成年後見制度の利用を支援するため、地域包括支援センターによる相談活動を進めます。	地域包括支援センター

(2) 成年後見制度の実施体制の構築

施 策	内 容	関係課
①中核機関・協議会の運営	成年後見制度を円滑に実施するため、住民福祉課を中核機関として協議会の運営を図ります。	住民福祉課
②担い手の確保・育成	制度の利用を支援する人材を確保するため、市民後見人の養成について情報提供を進めます。	住民福祉課
	東秩父村社会福祉協議会による法人後見の実施体制の整備を促進します。	住民福祉課
③地域の見守り活動等との連携	民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所等と連携し、制度の利用が望ましい方への情報提供及び利用への支援に努めます。	住民福祉課
④地域連携ネットワークの整備	権利擁護支援を担う福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の関係者が連携・協力し、制度利用者の状況に応じた適切な支援につなげるため、地域連携を進めるネットワークの整備を図ります。	住民福祉課

資 料

Ⅰ 東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会条例

令和4年11月30日

条例第23号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画及び障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)の改正規定において市町村が定めるものとされた障害児福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び円滑な推進を図るため、東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者から村長が委嘱する。

- (1) 障害者団体等の関係者
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の支給に関する条例(昭和39年条例第10号)の規定を適用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、障害福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会委員名簿

	選出区分	団体名	氏名	備考
1	障害者団体等の関係者	元 身体障害者福祉会	山 崎 良 一	委 員 長
2	〃	手をつなぐ育成会	渡 辺 治 見	副委員長
3	社会福祉団体の関係者	福) 東秩父村社会福祉協議会	豊 田 庄 三	
4	〃	東秩父村民生委員・児童委員協議会	関 口 敬 子	
5	〃	NPO法人ふれあいやまびこ会	高 野 仁 子	
6	〃	福) 東松山市総合福祉エリア 比企地域基幹相談支援センター	林 茂 史	
7	保健、医療及び福祉関係者	地域包括支援センター	小 倉 千 佳	
8	〃	城山保育園	齊 藤 由美子	
9	関係行政機関の職員	教育委員会事務局	足 立 利 平	

3 策定経過

年 月	内 容
令和5年7月	○東秩父村障害支援計画（障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）の進捗状況調査の実施
9月	○関係各課ヒアリングの実施 ○関係団体等ヒアリング（27日） ・東秩父村手をつなぐ育成会、知的障害者相談員等
10月 ～11月	○障害福祉サービス、障害児福祉サービス、地域生活支援事業見込み量の検討 ○計画素案の作成
12月 ～ 令和6年1月	□第1回東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会（13日） ・計画（素案）について ○パブリックコメントの実施（12月20日から1月19日）
3月	□第2回東秩父村障害者計画・障害福祉計画等策定委員会（1日書面開催） ・計画（案）について

4 障害者総合支援法の対象となる疾病

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

番号	疾病名	●：新たに対象となる疾病（6疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
1	アイカルディ症候群	
2	アイザックス症候群	
3	I g A腎症	
4	I g G 4 関連疾患	
5	亜急性硬化性全脳炎	
6	アジソン病	
7	アッシャー症候群	
8	アトピー性脊髄炎	
9	アペール症候群	
10	アミロイドーシス	
11	アラジール症候群	
12	アルポート症候群	
13	アレキサンダー病	
14	アンジェルマン症候群	
15	アントレー・ビクスラー症候群	
16	イソ吉草酸血症	
17	一次性ネフローゼ症候群	
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	
19	I p 36 欠失症候群	
20	遺伝性自己炎症疾患	
21	遺伝性ジストニア	
22	遺伝性周期性四肢麻痺	
23	遺伝性腓炎	
24	遺伝性鉄芽球性貧血	
25	ウィーバー症候群	
26	ウィリアムズ症候群	
27	ウィルソン病	
28	ウエスト症候群	
29	ウェルナー症候群	
30	ウォルフラム症候群	
31	ウルリッヒ病	
32	H T L V - I 関連脊髄症	
33	A T R - X 症候群	
34	A D H 分泌異常症	
35	エーラス・ダンロス症候群	
36	エプスタイン症候群	
37	エプスタイン病	
38	エマヌエル症候群	
39	遠位型ミオパチー	
40	○ 円錐角膜	

番号	疾病名	●：新たに対象となる疾病（6疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
41	黄色靱帯骨化症	
42	黄斑ジストロフィー	
43	大田原症候群	
44	オクシピタル・ホーン症候群	
45	オスラー病	
46	カーニー複合	
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	
48	潰瘍性大腸炎	
49	下垂体前葉機能低下症	
50	家族性地中海熱	
51	● 家族性低 β リポタンパク血症Ⅰ（ホモ接合体）	
52	家族性良性慢性天疱瘡	
53	カナバン病	
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	
55	歌舞伎症候群	
56	ガラクトースー１ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	
57	カルニチン回路異常症	
58	○ 加齢黄斑変性	
59	肝型糖原病	
60	間質性膀胱炎（ハンナ型）	
61	環状 20 番染色体症候群	
62	関節リウマチ	
63	完全大血管転位症	
64	眼皮膚白皮症	
65	偽性副甲状腺機能低下症	
66	ギャロウェイ・モワト症候群	
67	○ 急性壊死性脳症	
68	○ 急性網膜壊死	
69	球脊髄性筋萎縮症	
70	急速進行性糸球体腎炎	
71	強直性脊椎炎	
72	巨細胞性動脈炎	
73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	
74	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	
75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	
76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	
77	筋萎縮性側索硬化症	
78	筋型糖原病	
79	筋ジストロフィー	
80	クッシング病	
81	クリオピリン関連周期熱症候群	
82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	
83	クルーゾン症候群	
84	グルコーストランスポーターⅠ欠損症	
85	グルタル酸血症Ⅰ型	

番号	疾病名	●：新たに対象となる疾病（6疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
86		グルタル酸血症 2 型
87		クロウ・深瀬症候群
88		クローン病
89		クロンカイト・カナダ症候群
90		痙攣重積型（二相性）急性脳症
91		結節性硬化症
92		結節性多発動脈炎
93		血栓性血小板減少性紫斑病
94		限局性皮質異形成
95	○	原発性局所多汗症
96		原発性硬化性胆管炎
97		原発性高脂血症
98		原発性側索硬化症
99		原発性胆汁性胆管炎
100		原発性免疫不全症候群
101	○	顕微鏡的大腸炎
102		顕微鏡的多発血管炎
103		高 Ig D 症候群
104		好酸球性消化管疾患
105		好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
106		好酸球性副鼻腔炎
107		抗糸球体基底膜腎炎
108		後縦靱帯骨化症
109		甲状腺ホルモン不応症
110		拘束型心筋症
111		高チロシン血症 1 型
112		高チロシン血症 2 型
113		高チロシン血症 3 型
114		後天性赤芽球癆
115		広範脊柱管狭窄症
116		膠様滴状角膜ジストロフィー
117		抗リン脂質抗体症候群
118		コケイン症候群
119		コステロ症候群
120		骨形成不全症
121	○	骨髄異形成症候群
122	○	骨髄線維症
123		ゴナドトロピン分泌亢進症
124		5 p 欠失症候群
125		コフィン・シリス症候群
126		コフィン・ローリー症候群
127		混合性結合組織病
128		鰓耳腎症候群
129		再生不良性貧血
130	○	サイトメガロウィルス角膜内皮炎

番号	疾病名	●：新たに対象となる疾病（6疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
131	再発性多発軟骨炎	
132	左心低形成症候群	
133	サルコイドーシス	
134	三尖弁閉鎖症	
135	三頭酵素欠損症	
136	C F C 症候群	
137	シェーグレン症候群	
138	色素性乾皮症	
139	自己貪食空胞性ミオパチー	
140	自己免疫性肝炎	
141	● 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 （新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症は、対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合）	
142	自己免疫性溶血性貧血	
143	○ 四肢形成不全	
144	シトステロール血症	
145	シトリン欠損症	
146	紫斑病性腎炎	
147	脂肪萎縮症	
148	若年性特発性関節炎	
149	若年性肺気腫	
150	シャルコー・マリー・トゥース病	
151	重症筋無力症	
152	修正大血管転位症	
153	ジュベール症候群関連疾患	
154	シュワルツ・ヤンペル症候群	
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	
156	神経細胞移動異常症	
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
158	神経線維腫症	
159	神経フェリチン症	
160	神経有棘赤血球症	
161	進行性核上性麻痺	
162	● 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	
163	進行性骨化性線維異形成症	
164	進行性多巣性白質脳症	
165	進行性白質脳症	
166	進行性ミオクローヌステんかん	
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
169	スタージ・ウェーバー症候群	
170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
171	スミス・マギニス症候群	
172	○ スモン	
173	脆弱X症候群	

番号	疾病名	●：新たに対象となる疾病（6疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
174		脆弱X症候群関連疾患
175		成人スチル病
176		成長ホルモン分泌亢進症
177		脊髄空洞症
178		脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
179		脊髄髄膜瘤
180		脊髄性筋萎縮症
181		セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
182		前眼部形成異常
183		全身性エリテマトーデス
184		全身性強皮症
185		先天異常症候群
186		先天性横隔膜ヘルニア
187		先天性核上性球麻痺
188		先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
189		先天性魚鱗癬
190		先天性筋無力症候群
191		先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
192		先天性三尖弁狭窄症
193		先天性腎性尿崩症
194		先天性赤血球形成異常性貧血
195		先天性僧帽弁狭窄症
196		先天性大脳白質形成不全症
197		先天性肺静脈狭窄症
198	○	先天性風疹症候群
199		先天性副腎低形成症
200		先天性副腎皮質酵素欠損症
201		先天性ミオパチー
202		先天性無痛無汗症
203		先天性葉酸吸収不全
204		前頭側頭葉変性症
205		早期ミオクロニー脳症
206		総動脈幹遺残症
207		総排泄腔遺残
208		総排泄腔外反症
209		ソトス症候群
210		ダイヤモンド・ブラックファン貧血
211		第14番染色体父親性ダイソミー症候群
212		大脳皮質基底核変性症
213		大理石骨病
214	○	ダウン症候群
215		高安動脈炎
216		多系統萎縮症
217		タナトフォリック骨異形成症
218		多発血管炎性肉芽腫症

番号	疾病名	●：新たに対象となる疾病（6疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
219		多発性硬化症／視神経脊髄炎
220	○	多発性軟骨性外骨腫症
221		多発性嚢胞腎
222		多脾症候群
223		タンジール病
224		単心室症
225		弾性線維性仮性黄色腫
226	○	短腸症候群
227		胆道閉鎖症
228		遅発性内リンパ水腫
229		チャージ症候群
230		中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
231		中毒性表皮壊死症
232		腸管神経節細胞僅少症
233		T S H分泌亢進症
234		T N F受容体関連周期性症候群
235		低ホスファターゼ症
236		天疱瘡
237		禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
238		特発性拡張型心筋症
239		特発性間質性肺炎
240		特発性基底核石灰化症
241		特発性血小板減少性紫斑病
242		特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
243		特発性後天性全身性無汗症
244		特発性大腿骨頭壊死症
245		特発性多中心性キャスルマン病
246		特発性門脈圧亢進症
247		特発性両側性感音難聴
248	○	突発性難聴
249		ドラベ症候群
250		中條・西村症候群
251		那須・ハコラ病
252		軟骨無形成症
253		難治頻回部分発作重積型急性脳炎
254		22q11.2欠失症候群
255		乳幼児肝巨大血管腫
256		尿素サイクル異常症
257		ヌーナン症候群
258		ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/L M X I B関連腎症
259	●	ネフロン癆
260	●	脳ケレアチン欠乏症候群
261		脳腱黄色腫症
262		脳表ヘモジデリン沈着症
263		膿疱性乾癬

番号	疾病名	●：新たに対象となる疾病（6疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
264	嚢胞性線維症	
265	パーキンソン病	
266	バージャー病	
267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	
268	肺動脈性肺高血圧症	
269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	
270	肺胞低換気症候群	
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	
272	バッド・キアリ症候群	
273	ハンチントン病	
274	○ 汎発性特発性骨増殖症	
275	P C D H 1 9 関連症候群	
276	非ケトーシス型高グリシン血症	
277	肥厚性皮膚骨膜症	
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
280	肥大型心筋症	
281	左肺動脈右肺動脈起始症	
282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	
283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
285	非典型溶血性尿毒症症候群	
286	非特異性多発性小腸潰瘍症	
287	皮膚筋炎／多発性筋炎	
288	○ びまん性汎細気管支炎	
289	○ 肥満低換気症候群	
290	表皮水疱症	
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	
292	V A T E R 症候群	
293	ファイファー症候群	
294	ファロー四徴症	
295	ファンconi貧血	
296	封入体筋炎	
297	フェニルケトン尿症	
298	○ フォンタン術後症候群	
299	複合カルボキシラーゼ欠損症	
300	副甲状腺機能低下症	
301	副腎白質ジストロフィー	
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
303	ブラウ症候群	
304	プラダー・ウィリ症候群	
305	プリオン病	
306	プロピオン酸血症	
307	P R L 分泌亢進症（高プロラクチン血症）	
308	閉塞性細気管支炎	

番号	疾病名	●：新たに対象となる疾病（6疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
309		β -ケトチオラーゼ欠損症
310		ベーチェット病
311		ベスレムミオパチー
312	○	ヘパリン起因性血小板減少症
313	○	ヘモクロマトーシス
314		ペリー症候群
315	○	ペルーシド角膜辺縁変性症
316		ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
317		片側巨脳症
318		片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
319		芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
320		発作性夜間ヘモグロビン尿症
321	●	ホモシスチン尿症
322		ポルフィリン症
323		マリネスコ・シェーグレン症候群
324		マルファン症候群
325		慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
326		慢性血栓塞栓性肺高血圧症
327		慢性再発性多発性骨髄炎
328	○	慢性膵炎
329		慢性特発性偽性腸閉塞症
330		ミオクロニー欠神てんかん
331		ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
332		ミトコンドリア病
333		無虹彩症
334		無脾症候群
335		無 β リポタンパク血症
336		メープルシロップ尿症
337		メチルグルタコン酸尿症
338		メチルマロン酸血症
339		メビウス症候群
340		メンケス病
341		網膜色素変性症
342		もやもや病
343		モワット・ウイルソン症候群
344	○	薬剤性過敏症症候群
345		ヤング・シンプソン症候群
346	○	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
347		遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
348		4 p 欠失症候群
349		ライソゾーム病
350		ラスムッセン脳炎
351	○	ランゲルハンス細胞組織球症
352		ランドウ・クレフナー症候群
353		リジン尿性蛋白不耐症

番号	疾病名	●：新たに対象となる疾病（6疾病） ○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）
354	○	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
355		両大血管右室起始症
356		リンパ管腫症/ゴーハム病
357		リンパ脈管筋腫症
358		類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
359		ルビンシュタイン・ティビ症候群
360		レーベル遺伝性視神経症
361		レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
362	○	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
363		レット症候群
364		レノックス・ガストー症候群
365		ロスムンド・トムソン症候群
366		肋骨異常を伴う先天性側弯症

◆経過的に対象となっている疾病

○下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業（障がい児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

①平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

②平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレー症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

③令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

◆指定難病と障害者総合支援法対象疾病の疾病名の相違

○難病法に基づく指定難病は、障害者総合支援法の対象疾病に全て含まれておりますが、下表の疾病については、異なる疾病名を用いているためご留意ください。

障害者総合支援法の対象疾病	難病法の指定難病
アミロイドーシス	全身性アミロイドーシス
A D H分泌異常症	下垂体性A D H分泌異常症
関節リウマチ	悪性関節リウマチ
原発性高脂血症	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
	原発性高カイルロミクロン血症
抗リン脂質抗体症候群	原発性抗リン脂質抗体症候群
ゴナドトロピン分泌亢進症	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
若年性肺気腫	α 1 - アンチトリプシン欠乏症
成長ホルモン分泌亢進症	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
T S H分泌亢進症	下垂体性T S H分泌亢進症
特発性両側性感音難聴	若年発症型両側性感音難聴
膿疱性乾癬	膿疱性乾癬（汎発型）
P R L分泌亢進症（高プロラクチン血症）	下垂体性P R L分泌亢進症

◆疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

①平成27年1月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成26年12月31日までの疾病名	【新】 平成27年1月1日以降の疾病名
アミロイド症	アミロイドーシス
アレルギー性肉芽腫性血管炎	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
ウェゲナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症
A D H不適合分泌症候群	A D H分泌異常症
中枢性尿崩症	
結節性動脈周囲炎	結節性多発動脈炎
	顕微鏡的多発血管炎
高プロラクチン血症	P R L分泌亢進症（高プロラクチン血症）
ゴナドトロピン分泌過剰症	ゴナドトロピン分泌亢進症
脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
先端巨大症	成長ホルモン分泌亢進症
側頭動脈炎	巨細胞性動脈炎
大動脈炎症候群	高安動脈炎
多巣性運動ニューロパチー	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	

【旧】 平成26年12月31日までの疾病名	【新】 平成27年1月1日以降の疾病名
多発筋炎	皮膚筋炎／多発性筋炎
皮膚筋炎	
多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
TSH産生下垂体腺腫	TSH分泌亢進症
特発性大腿骨頭壊死	特発性大腿骨頭壊死症
有棘赤血球舞踏病	神経有棘赤血球症
リソソーム病	ライソゾーム病
リンパ管筋腫症	リンパ脈管筋腫症
レフェトフ症候群	甲状腺ホルモン不応症

②平成27年7月1日に表記変更した疾病

【旧】 平成27年6月30日までの疾病名	【新】 平成27年7月1日以降の疾病名
難治性ネフローゼ症候群	一次性ネフローゼ症候群
加齢性黄斑変性症	加齢黄斑変性
進行性骨化性線維形成異常症	進行性骨化性線維異形成症
先天性魚鱗癬様紅皮症	先天性魚鱗癬
ビタミンD依存症二型	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
ペルオキシソーム病	副腎白質ジストロフィー
	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）

③平成29年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成29年3月31日までの疾病名	【新】 平成29年4月1日以降の疾病名
原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性胆管炎
自己免疫性出血病ⅩⅢ	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症

④平成30年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成30年3月31日までの疾病名	【新】 平成30年4月1日以降の疾病名
有馬症候群	ジュベール症候群関連疾患
全身型若年性特発性関節炎	若年性特発性関節炎
先天性気管狭窄症	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症

⑤令和元年7月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和元年6月30日までの疾病名	【新】 令和元年7月1日以降の疾病名
強皮症	全身性強皮症

東 秩 父 村 障 が い 者 支 援 計 画
(障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)
東秩父村成年後見制度利用促進基本計画

発行／東秩父村
発行日／令和6年3月
編集／東秩父村住民福祉課

〒355-0393埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634
電 話 0493-82-1226
FAX 0493-82-1562
